

山梨県公安委員会規則第4号

山梨県警察行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年3月30日

山梨県公安委員会

委員長 高橋英尚

山梨県警察行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

山梨県警察行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成17年山梨県公安委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第8条を第9条とし、第4条から第7条までを1条ずつ繰り下げ、第3条の次に次の1条を加える。

（情報通信技術による手数料の納付の方法等）

第4条 情報通信技術利用条例第3条第5項前段の規則で定めるものは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の2の規定により指定納付受託者（同法第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者をいう。）に手数料の納付を委託して納付する方法とする。

2 情報通信技術利用条例第3条第5項後段の規則で定める期限は、納入の通知が手数料を納付しようとする者に到達した日から7日を経過する日とする。ただし、同項前段に規定する電子情報処理組織に障害が発生したことその他の事情により前項の規定による手数料の納付が困難であると公安委員会が認める場合は、この限りでない。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。